

審査事務規程の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）等について一部改正を行います。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）
TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第158号）

(2) LNGを燃料とする車両に係るTRIASの一部改正（3項目）

下記試験において液化天然ガス（LNG）を燃料とする車両に対応できるように計算式や単位等必要な改正を行います。

TRIAS 31-J041(1)-01 重量車排出ガス試験（JE05モード）
TRIAS 99-014-01 原動機車載出力試験（ガソリン機関）
TRIAS 99-020-02 燃料消費率試験（天然ガス重量車）

2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年6月10日